

**【行政記録情報の活用について】**

今回の諮問案件に関しては、前回の答申（平成 19 年度）において、行政記録情報（市町村が保有する固定資産税台帳等）の活用が求められていました。

行政記録情報については、「公的統計の整備に関する基本計画」において、調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化に資することから、積極的に活用すべきとの考え方が示されており、これに関する法制度を見ますと、行政機関の個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 4 号は、保有個人情報の利用目的外の利用として、専ら統計作成のための利用に道を開いておりますし、統計法第 29 条では、他の行政機関に対して、保有する行政記録情報の提供を求めることができるという仕組みを設けております。

したがって、一般論としては、統計調査への行政記録情報の活用を検討する際には、これらの計画や法律を踏まえて考えることとなります。実際、そのような検討により、事業所母集団データベースの整備等の成果も上がってきており、悦ばしいことだと思っております。

しかし、一方で、個々の統計調査において具体的に行政記録情報を活用することについて、統計委員会として現実的で責任ある結論を導く際には、活用を考える行政記録情報の保存状態（たとえば電子化されているか否か）や、その行政記録情報の時点と統計調査の時点の一致不一致、統計調査とその行政記録情報で用いている概念の整合といったことについて、丁寧に見て、判断をしていく必要があることも委員のみなさまが共有できる認識であると考えます。

実際、今回を含めこれまでいろいろな案件の部会審議を経験して痛感したのは、保有者の協力は保有者のリスクにおいて行われることや紙媒体での保存が一般的であることなどをどのように克服すれば、「行政記録情報の活用」という優れた理念の実現に近づくことができるのかという問題でした。

今回の部会審議を経て、私としては

- ① 「法令の制約や関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と保有者が判断することが無理からぬ事情、
- ② 用語の定義や情報の時点に関し整合を図れず、本来の統計目的達成が困難になるという事情
- ③ 行政記録情報の保有状態等から活用すればかえって非効率となる結果を招く事情

があるかどうかを見て、それらの事情があると認められる場合は、少なくとも当面は、本委員会として統計作成者にさらに具体的に行政記録情報の活用をすべきと指摘することは困難であると考えております。実際、今回の諮問案件に関しては、今申し上げたうち③の事情があり、かつ、それは簡単には解決でき

ないものと認められました。

いずれにせよ、次期基本計画の検討においては、行政記録情報の活用に関して、理念から一步踏み込んで、行政記録活用の具体的な戦術や可能性判断のメルクマールを打ち立てるといふ論点を取り上げてはどうかと考えます。

### 【中間年におけるフロー調査について】

今回の諮問案件に関しては、基幹統計である「法人土地基本統計」を変更して、法人の土地等に係るストック構造の変動と併せ、地域別の土地の取引動向（フロー）を把握する統計に充実しようとする要素があると言えます。そして、新たに加わる事項に関しては、従来から行ってきた「企業の土地取得状況等に関する調査」の実績・経験を下敷きにして計画の変更を行おうとしています。

この計画の変更の具体的な内容としては、両調査の対象名簿（資本金 1 億円以上の会社法人）が統一され、両調査の調査事項について一括して報告を求めることとなります。国土交通省の説明によれば、これにより、

- ① 土地取引を促進するための施策（税制措置等）の地域別波及効果を検証することが可能となり、その結果を不動産市場の活性化を促進する施策等に活用できる
- ② 土地に関する統計の体系整備に資する
- ③ 対象名簿の整備により、今後、パネルデータの作成及びそれに基づく分析にも資する

という利点が考えられるとのことでした。

部会の審議におきましては、これらの利点については一応の合理性を認められ、対象名簿の統一は妥当と結論いたしました。

ところで、国土交通省からは、あわせて、法人土地・建物基本調査の中間年における取引の調査の必要性についても言及がありました。いわく、「土地政策の企画・立案、その効果検証、さらには毎年の土地白書、SNA 等における活用といった政策目的のために毎年継続的に実施する必要がある。」と。委員からも、不動産をめぐる最近の動きは、金融との関連性を強めつつめまぐるしく変化していることから、フローの状況を毎年承知するニーズはあるとの指摘もあったところでした。

ところで、委員の皆さまご案内のとおり、一般統計調査の調査事項と基幹統計調査の調査事項では、その報告について刑罰を持って強制するか否かという法的な意味においても、心理的な意味においても重さの違うものです。そして、今回の諮問においては、結局、一般統計で調査していたものを基幹統計に編入して、調査対象者のその負担を重くしております。国土交通省が利点の②であげている「統計の体系整備」とは、統計の重複等の無駄を極力排除し、国民の皆さんに合理的な負担をお願いしつつ、できるだけ情報量が豊富で有用な統計を作っていくことでなければならないということも委員の皆さん共通の認識であると考えます。国土交通省の「中間年におけるフロー調査」に係る言及については、平成 25 年調査において、現在の一般統計調査である「企業の土地取得

状況等に関する調査」の調査対象名簿が、初めて法人土地基本調査の名簿と統一整備されるということや、フローに関するデータを都道府県別に初めて把握するという点については、説明を受けております。

私たちとしては、仮にニーズについては理解できるとしても、報告者に負担をお願いするに至るものであるかどうか、また、そのための工夫・配慮を十分にしているかどうかについての検証なくして委員会として判断することは妥当ではないと考え、諮問事項でもないことから、この場で結論付けないことといたしました。そして、今後、「中間年におけるフロー調査」の実施を検討する場合には、統計実施機関たる国土交通省と審査を担当する総務省との間で、以上のような考えを踏まえて十分な調整を行うことを求めることとしたところです。

なお、今回の答申案では、前回答申において今後の課題とされたパネルデータの継続的作成等について平成 25 年度の調査結果を踏まえ、パネルデータの作成及びそれに基づく知見を有する専門家の意見を聞くなど、引き続き努力してもらいたいとの課題を指摘し、国土交通省の今後の検討を求めていることを申し添えます。

### 【報告者負担の軽減について】

今回の諮問案件に関しては、行政記録情報の活用と並んで報告者負担の軽減も重要なテーマとして考えました。統計の体系化の理念の下、基幹統計一つと一般統計二つの調査事項を統合し、土地及び建物の所有というストックに係るだけでなく、それらの取引というフローに係るデータも把握しようとする取組は、統計の継続性にも配慮しつつ、報告者の負担の軽減という視点を欠いてはならないものだからです。この点については、本委員会においても、竹原委員からも指摘があり、樋口委員長から検討を要請されました。

ところで、報告者負担の軽減という論点についての実際のアプローチは、従来、調査事項数や報告者数の削減といった量的なものに重点が置かれていたように思います。しかし、今回の審議に当たり、こういった量的なものに加え、質的なもの（たとえば機微にわたる情報や答えることに精神的な抵抗を感じるような情報の報告を求める設問があることや、報告者が「何に利用されるのかわからない」「どんな統計に結果するのかわからない」というフィードバックに対する疑問を持ってしまい片務的な負担感を覚えるような設問があることや集計が民間ユーザーの利用しやすいものとはなっていないことによって、報告者に心理的な意味で与える負担）も報告者負担を考える際には看過できないものと考えました。

今回の部会審議においては報告者負担について総合的に審査した結果、新たに提供される集計表を、報告者を含め利用者にとってより利用価値の高いものとすることで、報告者の片務的負担感が軽減され、利用者が自ら集計を行う負担も減少することが期待できるのではないかと考え、統計の利用者でもある報告者から意見を聴取し、その結果を踏まえ、調査実施者に対して、報告者でもある法人の利活用に資するため集計を工夫するよう検討を要請しました。これは、集計事項の追加などの成果となっております。

なお、今回諮問案件については、政策上の必要性から調査事項の増があるものの、調査票レイアウトの工夫による記入事項の省略等の量的な負担軽減のアプローチが図られており、また、これに加え、前回調査の結果を踏まえた工夫（問い合わせ・疑義照会の多い事項の解消や回答しやすい文言の工夫）など、質的な負担という側面からも一定の配慮がなされていることを評価いたしました。

以上のことから、部会長としては、今回諮問案件については、負担軽減に関してできる限りの取組はなされている調査となっていると考えておりますが、調査実施者に対しては、今後、政策上の必要性から調査事項の増加が見込まれることから、報告者負担の更なる軽減に資するようストックとフローの関係性を踏まえ、調査設計の段階からよく検討するように要請しました。

今後も報告者負担に関しては、このような質量両面からのアプローチが有効ではないかと思いご報告いたします。